

2021年12月14日

日本公認会計士協会
会長 手塚正彦

令和4年度税制改正大綱に関する会長コメント

去る12月10日に公表された自由民主党及び公明党の「令和4年度税制改正大綱」（以下「与党大綱」といいます。）では、新しい資本主義の実現に取り組むため、成長と分配の好循環の実現、経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し、国際課税制度の見直しなどに言及されております。当協会は、毎年、我が国経済社会の維持・発展に貢献するために、中立的な立場から、税制に対して提言や意見の表明を行ってまいりました。本年6月には、「税制の在り方に関する提言」と、「令和4年度税制改正に関する個別意見」を取りまとめた「令和4年度税制改正意見書」（以下「改正意見書」といいます。）を公表しました。

与党大綱では、資産課税制度における移転時期の選択に中立的な税制の構築、我が国企業等への過度な負担にならないような国際課税制度の整備、小規模事業者に配慮した適格請求書等保存方式への移行などの多くの方針が示されております。これらはいずれも、当協会が改正意見書で示していることと方向性は同じものであると考えます。

また、当協会が改正意見書において記載した事項のうち、完全子法人株式等からの配当についての源泉徴収不要制度、オープンイノベーション促進税制の拡充、グループ通算制度の見直し、事業承継税制の特例承継計画の提出期限延長、消費課税における適格請求書等保存方式に係る見直し等については、所要の措置が講じられることが与党大綱で明らかにされました。さらに帳簿等の税務関係書類の電子化における環境整備又は電子帳簿保存に関する経過措置については、企業の経理実務に携わる専門家としての立場から、当協会が関係団体等に積極的に意見発信してきたものであります。

与党大綱には基本的考え方として「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」というコンセプトが示されております。これらは当協会が掲げる、「コロナ禍で傷ついた企業活動の下支えを継続し、経済活動のデジタル化や成長分野への人材シフトを進め、我が国経済を再び成長軌道に戻すことが重要である」という考え方と軌を一にするものと考えます。当協会は、税務を含む会計全般の専門家たる公認会計士の団体として、より良い経済・社会の実現に貢献すべく、引き続き積極的に意見発信してまいります。

以 上